

万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の説明書

外務省

目次

ページ

I	万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）	一
一	概説	一
1	一般規則の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	一般規則締結の意義	一
3	一般規則の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	一般規則の内容	二
1	大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営	二
2	国際事務局	二
3	議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生	二
4	財政	二
5	仲裁	二
6	連合内で使用する言語	三
7	最終規定	三
三	主要変更点	三
1	オブザーバー	三
2	管理理事会の権限	三

3	利用者の資金提供による補助機関	三
四	一般規則の実施のための国内措置	三
(参 考)		四
II	万国郵便条約	五
一	概説	五
1	条約の成立経緯	五
(1)	背景	五
(2)	経緯	五
2	条約締結の意義	五
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	五
4	早期国会承認が求められる理由	五
二	条約の内容	六
1	条約	六
(1)	国際郵便業務に適用される共通の規則	六
(2)	通常郵便及び小包郵便に適用される規則	六
(3)	補償金	六
(4)	最終規定	七
2	最終議定書	七
三	主要変更点	七
1	盲人用郵便物	七
2	郵便業務の保障	七

3	個人情報情報の取扱い	七
4	到着料	七
四	条約の実施のための国内措置	七
(参 考)		八

I 万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

一 概説

1 一般規則の成立経緯

(1) 背景

昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された万国郵便連合（以下「連合」という。）の第十五回大会議において、それまで万国郵便条約において定められていた事項のうち連合の組織規定を内容とする基本的文書として万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）が新たに作成された。これに伴い、万国郵便連合一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目を定める文書として作成された。万国郵便連合一般規則は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられている。

(2) 経緯

現行の万国郵便連合一般規則は、平成十六年（二千四年）にブカレストで開催された第二十三回大会議において作成され、平成十八年（二千六年）一月一日に効力を生じた後、平成二十年（二千八年）にジュネーブで開催された第二十四回大会議において作成された万国郵便連合一般規則の第一追加議定書により一部改正されたものである。平成二十四年（二千十二年）九月二十四日からドーハで開催された第二十五回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営を改善する目的で現行の万国郵便連合一般規則に代わる万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）（以下「一般規則」という。）が同年十月十一日に採択された。

2 一般規則締結の意義

この一般規則は、連合の運営に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則を更新するものである。我が国がこの一般規則を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 一般規則の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この一般規則を締結することにより、連合の運営への参加についてこの一般規則に定める義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この一般規則は、平成二十六年（二千十四年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の万国郵便連合一般規則は、効力を失うこととなっている。国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この一般規則を早期に締結する必要がある。

二 一般規則の内容

この一般規則は、前文、本文五十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。なお、万国郵便連合一般規則は、昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において作成された際に、憲章の実施細目を定める文書との位置付けを明確にするため、その本文は第百一条から始まるものとされた経緯があり、この一般規則も本文は第百一条から始まる。

1 大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営（第一章）

連合の最高機関である大会議並びに連合の常設機関である管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営等について規定している。

2 国際事務局（第二章）

連合の常設機関である国際事務局に関し、国際事務局長及び国際事務局次長の選挙及び権限、国際事務局の任務等について規定している。

3 議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生（第三章）

大会議への議案の提出の手續、大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の提出の手續及び審査等について規定している。

4 財政（第四章）

連合の経費の決定、分担金についての規則、分担等級等について規定している。

5 仲裁（第五章）

紛議が生じた場合の仲裁手続について規定している。

6 連合内で使用する言語（第六章）

国際事務局の業務用言語並びに書類、審議及び業務上の通信に使用する言語について規定している。

7 最終規定（第七章）

この一般規則に関する議案の承認の条件、この一般規則の改正、効力発生等について規定している。

三 主要変更点

1 オブザーバー

大会議等に招請されるオブザーバーについての規定を整備した（第百五条等）。

2 管理理事会の権限

連合の予算の効率的な執行のため、連合の事業計画案を実際に利用可能な財源と一致させた上で確定する権限を管理理事会に付与した（第百七条）。

3 利用者の資金提供による補助機関

郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、利用者の資金提供による補助機関を設立することができる旨規定した（第百五十二条）。

四 一般規則の実施のための国内措置

この一般規則の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 作成 平成二十四年十月十一日 ドーハにおいて作成

2 効力発生 平成二十六年一月一日

3 署名国 百三十九箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベルギー、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン（*）、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮（*）、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土（*）、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成二十五年七月一日現在 なし

Ⅱ 万国郵便条約

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 背景

昭和三十九年（千九百六十四年）にウィーンで開催された第十五回大会議において憲章及び一般規則が新たに作成されたことに伴い、それまでの万国郵便条約（以下「条約」という。）に定められていた事項の一部がこれらの文書に移行し、条約は、国際郵便業務に適用される規定を内容とするものとなった。条約は、憲章により全ての加盟国に締結が義務付けられており、我が国は、その後作成された累次の条約を締結してきた。

(2) 経緯

現行の条約は、平成二十年（二千八年）にジュネーブで開催された第二十四回大会議において作成され、平成二十二年（二千十年）一月一日に効力を生じたものであるが、平成二十四年（二千十二年）九月二十四日からドーハで開催された第二十五回大会議において、国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、現行の条約に代わる新たな条約が同年十月十一日に採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものである。我が国がこの条約を締結することは、引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この条約を締結することにより、この条約の規定に従い、継越しの自由（他の加盟国への郵便物の送達の義務）の原則を遵守し、かつ、連合の加盟国との間で通常郵便業務及び小包郵便業務を実施する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成二十六年（二千十四年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の条約は、効力を失うこ

ととなっている。国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この条約を早期に締結する必要がある。

二 条約の内容

この条約は、条約（前文、本文四十箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文十六箇条及び末文から成る。）から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約

- (1) 国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）

定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の所属、料金、郵便切手、違反行為等について規定している。
- (2) 通常郵便及び小包郵便に適用される規則（第二部）
 - (イ) 業務の提供（第一章）

基礎業務、追加の業務、引き受けられない郵便物及び禁制、調査請求、税関検査及び関税その他の課金等について規定している。
 - (ロ) 責任（第二章）

指定された事業体の責任及び賠償金、差出人の責任等について規定している。
 - (ハ) 通常郵便に関する特別規定（第三章）

外国における通常郵便物の差出しについて規定している。
- (3) 補償金（第三部）
 - (イ) 通常郵便に関する特別規定（第一章）

到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、継越料等について規定している。
 - (ロ) その他の規定（第二章）

航空運送料、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金並びにこれらの料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限等について規定している。

(4) 最終規定（第四部）

この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2 最終議定書

条約の規定に対する留保を内容としている。

我が国は、盲人用郵便物についての郵便料金の免除について留保を付し、また、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付している（第三条及び第十二条）。

三 主要変更点

1 盲人用郵便物

点字郵便物を盲人用郵便物に変更し、音声の形態等も含むこととした（第七条）。

2 郵便業務の保障

郵便業務に関する連合の保障基準の遵守について規定した（第九条）。

3 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関する規定を整備した（第十二条）。

4 到着料

現行の適用料率の引上げを行った（第二十九条から第三十一条まで）。

四 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 作成 平成二十四年十月十一日 ドーハにおいて作成

2 効力発生 平成二十六年一月一日

3 署名国 百三十九箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベルギー、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン(＊)、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮(＊)、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、英国の海外領土(＊)、アメリカ合衆国、ウルグアイ、パチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

(＊ 我が国は、国家として承認していない。)

4 締約国 平成二十五年七月一日現在 なし